

大口町小規模契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大口町契約規則（昭和54年大口町規則第6号。以下「契約規則」という。）第27条に定める契約（以下「小規模契約」という。）の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、契約規則第2条の規定に定めるところによる。

(業者の選定)

第3条 業者の選定は、2年ごとに作成する入札参加資格者名簿に登録された者のなかから契約担当者が立案し、決定する。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、その執行予定額が別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額以下のものであれば、次に掲げる要件を全て満たす者を優先して選択することができる。

(1) 町内に主たる事業所を置く者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

(3) 希望業種を履行するために必要な資格等を有する者

(4) 国税及び地方税を滞納していない者

(予定価格書の省略)

第4条 小規模契約については、その予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(見積書の徴収)

第5条 小規模契約における見積書の徴収については、契約規則第27条の2の規定による。

(通知及び契約金額の決定)

第6条 契約担当者は、前条の規定に基づき徴した見積書を検討し、適当と認めら

れる見積者を決定したときは、直ちにその旨を契約金額と併せて当該見積者に通知するものとする。この場合の通知については、口頭によることができる。

- 2 前項の契約金額は、見積額又は検討額（徴収した見積書に基づき契約担当者と当該見積者とが協議の上契約金額とすることを承諾した額）をもって決定する。

（工程表の提出等の省略）

第7条 工事又は製造の請負において、工程表の提出並びに現場代理人及び主任技術者選任の届出は、特に必要と認められる場合を除き省略させることができる。

（その他必要事項）

第8条 この要領に定めるもののほか、小規模契約について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成4年大口町訓令第8号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年大口町訓令第31号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

（大口町小規模工事等契約要領の廃止）

- 2 大口町小規模工事等契約要領（平成15年大口町訓令第1号）は、廃止する。

別表（第 3 条関係）

1 工事又は製造の請負	5 0 万円
2 物品の購入、役務の提供及び業務委託	3 0 万円 (消耗品購入は 3 万円)